

## 農業経営収入保険の再保険料率について

- 行政改革推進会議における全ての特別会計・勘定を対象とした見直しにおいて、農業保険(食料安定供給特別会計の農業再保険勘定)については、近年の自然災害の発生状況の中でも積立金が微増傾向にあることを踏まえ、令和3年12月に、財源となる再保険料等の率を調整し、積立金の増加を抑制する仕組みを設けるべきとされたところ。
  
- 食料安定供給特別会計農業再保険勘定の積立金の状況を踏まえ、農家負担を軽減しつつ、国庫負担の軽減を図るため、異常保険料標準率(再保険料率)の引下げ(1/2カット)を行い、保険料標準率を変更する(令和5年1月以降に保険期間が開始するものから適用)。  
 変更後の保険料標準率は下表のとおり。

農業経営収入保険の保険料標準率等の算定結果

(単位:%)

保険 限度額 区分	補償の 下限	通常 標準 被害率	通常 保険料 標準率 A	(変更前) 異常 保険料 標準率 B	(変更前) 保険料 標準率 A+B	(変更後) 異常 保険料 標準率 B'	(変更後) 保険料 標準率 A+B'
80	—	2.536	2.254	0.206	2.460	0.103	2.357
	50	2.302	2.016	0.216	2.232	0.108	2.124
	60	2.019	1.762	0.196	1.958	0.098	1.860
	70	1.408	1.241	0.126	1.367	0.063	1.304
78	—	2.243	1.997	0.179	2.176	0.090	2.087
	50	2.000	1.755	0.184	1.939	0.092	1.847
	60	1.710	1.494	0.164	1.658	0.082	1.576
	70	1.079	0.954	0.093	1.047	0.047	1.001
75	—	1.865	1.666	0.143	1.809	0.072	1.738
	50	1.604	1.413	0.141	1.554	0.071	1.484
	60	1.305	1.147	0.118	1.265	0.059	1.206
	70	0.641	0.574	0.048	0.622	0.024	0.598
70	—	1.378	1.245	0.091	1.336	0.046	1.291
	50	1.099	0.979	0.086	1.065	0.043	1.022
	60	0.770	0.682	0.064	0.746	0.032	0.714
60	—	0.774	0.711	0.040	0.751	0.020	0.731
	50	0.431	0.400	0.018	0.418	0.009	0.409
50	—	0.466	0.417	0.034	0.451	0.017	0.434

# (参考1) 特別会計に関する検討の結果と最近の農業再保険勘定の積立金の推移について

## <行革推進会議における特別会計に関する検討の結果について>

- 特別会計に関する検討については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)において、「政府は、平成23年4月1日において設置されている特別会計について、その存続の必要性を検討するものとし、その後においても、おおむね5年ごとに同様の検討を行うものとする。」こととされている。
- これを踏まえ検討を行った結果、積立金の適切な処理を指摘するものとして、食料安定供給特別会計のうち農業再保険勘定が該当。
- 農業再保険勘定については、一般会計からの繰入額抑制の観点から、再保険料等の率の設定の見直しが必要とされているところ。具体的な指摘は以下のとおり。

<「特別会計に関する検討の結果のとりまとめ(抜粋)」令和3年12月9日行政改革推進会議決定>

本勘定の積立金については、(略)、積立金の額は、近年の自然災害の発生状況の中でも、微増傾向にあることを踏まえれば、農業共済の掛金率について行っているように、財源となる再保険料等の率を調整し、積立金の増加を抑制する必要があるが、そのような再保険料等の率の設定の仕組みは設けられていない。

(中略)

積立金について、その水準が一定期間を通じて増加傾向にある場合にはそれが抑制されるよう、再保険等の率の設定の仕組みを見直す必要がある。

## <最近の農業再保険勘定の積立金の推移(過去5年間)>

(億円)

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1,699.5	1,644.7	1,786.4	1,826.6	1,877.7

※1 各年度末現在

※2 平成28年度及び平成29年度は、農業共済再保険勘定の各年度末実績額

※3 本勘定のソルベンシー・マージン比率を「保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件」(平成8年大蔵省告示第50号)を参考し試算した結果、現状で約117%

# (参考2) 再保険と再保険料率について

## (政府再保険)

- 収入保険については、農業共済と同様に、不測時に、農業者に確実に保険金が支払われるようにするため、保険責任の一部を政府に転嫁する「政府再保険」が措置されている。

## (全国連合会と政府の責任分担)

- 保険金支払における保険金額全体のうち、全国連合会と政府の責任分担がされている。

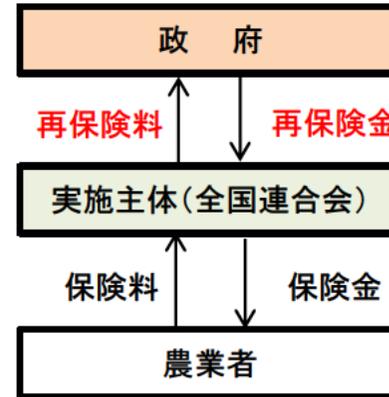
## (保険料標準率の算定方法)

- 保険料標準率の算定方法については、以下のとおり。

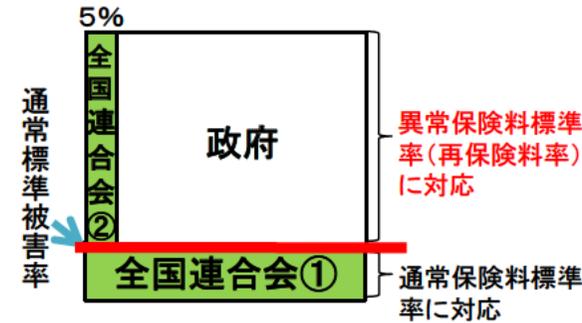
- ① 保険限度額区分ごと、補償の下限の割合ごとに、各年の基礎被害率のうち、通常標準被害率以下の部分の平均値を算定し、その平均値に安全率を付加したものを通常保険料標準率とする。
- ② 保険限度額区分ごと、補償の下限の割合ごとに、各年の基礎被害率のうち、通常標準被害率を超えるもののそのを超える部分の平均値を算定し、その平均値に安全率を付加したものを異常保険料標準率とする。
- ③ 通常保険料標準率及び異常保険料標準率を合計して得た率を保険料標準率とする。

- 国の食料安定供給特別会計農業再保険勘定の積立金の状況を踏まえ、農家負担を軽減しつつ、国庫(一般会計)負担の軽減を図るため、異常保険料標準率(再保険料率)の引下げ(1/2カット)を行う(令和5年1月以降に保険期間が開始するものから適用)。

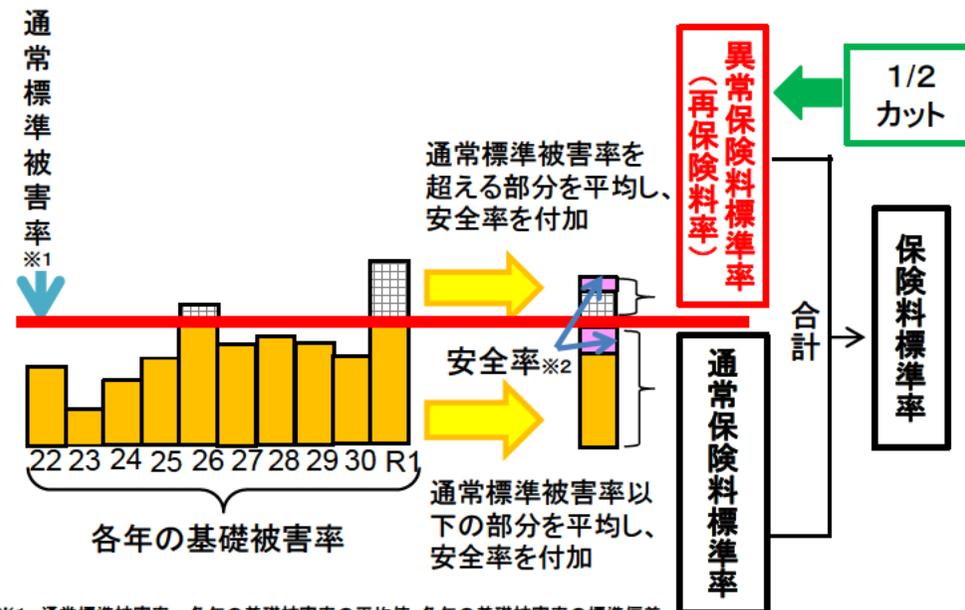
## 【政府再保険の実施体制】



## 【全国連合会と政府の責任分担】



## 【保険料標準率の算定方法】



※1 通常標準被害率=各年の基礎被害率の平均値+各年の基礎被害率の標準偏差

※2 当面の間は、全国連合会に十分な積立金がないことから、農業共済で用いられるのと同様の方法により、安全率を算出。

安全率=各年の基礎被害率の標準偏差×一定の係数

一定の係数:10年間で赤字発生確率が1%であるとして算出(0.9)